

令和6年度第1回福岡市動物の愛護と管理推進協議会議事録（抄録）

1 日時：令和6年5月31日（金） 14時00分～16時45分

2 開催方法：ハイブリット会議（アクロス福岡6F 601会議室）

3 出席者

(1) 学識経験者

- ① 佐々木委員（筑紫女学園大学現代社会学部）・・・会長
- ② 朝隈 委員（福岡県弁護士会）
- ③ 田上 委員（学校法人滋慶学園福岡 ECO 動物海洋専門学校）
- ④ 木下 委員（日本大学商学部）
- ⑤ 安田 委員（九州大学基幹教育院人文社会科学部門）

(2) 動物愛護に関する法人等

- ① 東田 委員（一般社団法人福岡市獣医師会）・・・副会長
- ② 森田 委員（一般社団法人九州動物福祉協会）
- ③ 松崎 委員（NPO 法人犬文化創造ネットワーク）
- ④ 富士岡委員（一般社団法人 HUG）

(3) 動物愛護団体等

- ① 木本 委員（ライフリレー博多ねこ）

(4) ペット関連事業者団体

- ① 前田 委員（ビッグママプロジェクト）

(5) 行政関係者

- ① 上田 委員（福岡市博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
- ② 椿本 委員（福岡市保健医療局生活衛生部）

4 議事録（抄録）

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 委員の紹介

各委員の紹介

(4) 会長、副会長選出

佐々木委員を会長、東田委員を副会長として選出

(5) 議事

- ① 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画 令和5年度実施状況
- ② 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画 令和6年度実施事業
以下、◎：会長、○：副会長、□：委員、■：事務局

■説明（資料1「1 数値目標と実績（P1～P3）」参照）。

□センターの収容頭数の上限はあるのか。

■犬が37頭、猫が50頭であるが、常時最大の収容頭数で管理しているわけではない。適正に管理できる頭数を考慮しながら、収容を行っている。

□上限を超える場合は引取りを断るのか。

■収容頭数の上限をもって引取りを断ることは行っていない。

□収容頭数の上限を超えることもあり得るということか。

■一時的に上限を超えて収容する可能性はある。

◎災害等が起こった場合は上限を超える可能性があるため、その時に団体とどのような連携をとり、対応できるか想定する必要がある。

■説明（資料1「2 具体的施策の令和5年度の実施状況（動物愛護・適正飼育の推進、飼い主のいない猫問題対策）（P3～P6）」参照）。

□飼い主のいない猫への不適切な給餌に対する苦情について、改善指導票を交付した1件以外、他の苦情は改善されたのか。

■口頭指導で改善された事例もあるが、すべてではない。なお、改善指導票は口頭指導でも改善が認められず、周辺的生活環境に影響を及ぼしていることを確認した場合に交付している。

□改善指導票の交付により抑制効果はあるのか。

■実績が少ないため効果ははっきりしないが、引き続き対応していきたいと考える。

◎改善指導票は今まで交付したことはあるのか。

■飼い主のいない猫への給餌に起因するものについては、令和4年度以降、改善指導票を交付し始めた。令和4年度、令和5年度ともに1件である。

☐指導について、法的な根拠としては動物愛護管理法 25 条に基づくものか。

■その通りである。

☐勧告まで進んだケースはあるのか。

■指導票の交付までしか実績はない。

☐改善指導票は、通常の指導と何が違うのか。

■口頭指導か文書交付の指導かの違いである。

☐改善指導票は、具体的に期限や内容を定めているのか。

■指導の内容によって、そのような記載も検討している。

☐指導は、具体的にはどのような内容か。

■動物愛護管理法に規定のある周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている原因について、改善を図るように指導している。例えば、糞尿の被害に対するトイレの設置、繁殖制限を促すといった内容である。

☐繁殖制限については、金銭的な理由や捕獲の技術がないため、不妊去勢手術が出来ない方も多いと考えるが、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業を利用することや、捕獲方法を教えているのか。

■原因者の状況を把握した上で、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業を活用した手術の支援に取り組んでいる。また、捕獲方法を教示いただける団体の紹介や相談会の案内を適宜行っている。

☐飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業について、どのような方法で地域が選定されているのか。また、苦情発生地域と重なっているのか。

■協議会に「飼い主のいない猫が多い」など相談があった地域をリストアップした上で、センターが把握している苦情発生地域と照合して、手術支援の場所を選定している。

◎一地域に対して、集中して不妊去勢手術を実施しているのか。

■その通りである。地域によって頭数のばらつきはあるが、対象地域に対して短期的に集中して手術を実施している。

□飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業で支援している場所については、地域猫活動の立ち上げができず、猫が増え続けた地域を中心に選定していると理解しているが、よろしいか。

■飼い主のいない猫が多く困っている地域や、地域猫活動に取り組めなかった地域を中心に選定している。

□飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業の協力病院 37 病院の内、どのぐらいが利用されたか。

■令和 5 年度の実績については、37 病院の内 15 病院での実施である。15 病院の中でも手術頭数に大きくばらつきがあり、今後どのように平準化していくか課題である。

◎飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業は、令和 6 年度から本格実施とするのか。

■令和 6 年度もモデル事業として実施する。今年度に手術対象を拡大し、令和 7 年度以降の本格実施に向けて準備を進めている。

□過去の地域猫活動支援地域の調査結果に、猫の流入等の問題から、不妊去勢手術の継続的な実施が必要と記載されているが、流入とは、子猫が産まれ世話をできない等の理由によりその地域に捨てられたことによるものか。

■流入の経路について明確でないが、置きエサによる近隣地域からの猫の流入や捨て猫等、様々な理由で流入していると考えている。

□地域猫活動支援地域の調査結果で、回答を得られていない地域がある理由は何か。

■今回の調査対象地域は、現在支援中の地域ではなく、過去に支援していた地域である。その地域の活動代表者が既に転居している等により、状況が聴取できなかったことが挙げられる。

■説明（資料1「2 具体的施策の令和5年度の実施状況（譲渡の推進）（P6）」参照）。

□トライアルを実施して戻ってきた猫4頭の理由は何か。

■先住猫との相性が2件、家族のアレルギーが1件、甘咬みが1件である。

□攻撃性など譲渡判定で不合格となりトレーニングを実施した4頭の犬の内、1頭が殺処分となっているが、どのような判断に基づくものか。

■殺処分となった犬は、譲渡判定で不合格となったため、3ヶ月程度馴致期間を設けセンター内でトレーニングを実施したが、思うような改善が認められず、散歩の際に咬傷事故も起きたため、これ以上の進展は望めないと判断した。

■説明（資料1「2 具体的施策の令和5年度の実施状況（多頭飼育問題対策）（P7～P8）」参照）。

□多頭飼育の苦情件数は、相談等を含めた全ての件数でよろしいか。

■鳴き声や臭い等の苦情で指導依頼を受け付け訪問した際に、明らかに多頭飼育が原因によるものを計上している。電話相談のみは計上していない。

◎地域包括支援センターとしては、今後どのような連携をするのか。

□最近相談される内容が、高齢者の多頭飼育問題であり、現在動物愛護管理センターと地域包括支援センターの職員が共同で現地訪問等を行っているため、現場としても助かっている。一方、まだ相談されていない飼い主もいると思うため、そのような所にも今後連携し、取り組んでいきたいと考える。

○市外の保護団体から聞く話の中に、多頭飼育崩壊により悲惨な状況にあるが、なかなか家に入れさせてもらえない等の事例があるが、福岡市ではどうか。

■多頭飼育問題については、市内においても実際に悲惨な事例もあるが、それ以外にも潜在的な問題はあると考える。行政に相談しセンターで引取りをした場合、殺処分となる可能性もあることや、本人が絶対手放したくない等の理由により、センターに情報が届いていないケースがある。そのような時は、動物関係団体が対応し支援をしている現状があるのではないかと認識している。今までは行政として対応

できることが指導や引取りといった内容のため、相談し難かったと思うが、モデル事業により多頭飼育問題の猫の不妊去勢手術が可能になったため、より情報収集がしやすくなったと考えている。現在、地域包括支援センターとの意見交換ができる関係性を築けており、多頭飼育問題については、早期発見が一番肝要であると認識している。引き続き、情報共有を行い、地域包括支援センターと協力していきたいと考える。

○モデル事業において多頭飼育問題の猫の不妊去勢手術の枠を設けているが、実績が予定頭数に達していないため、多頭飼育者へのアプローチの方法に問題があると思う。多頭飼育者が頑なに拒絶する場合もあるので、自分たちだけで取り組もうとせず、地域包括支援センター等と協力しながら、模索しないといけないと思う。多頭飼育問題は絶対対応すべきことであるため、協議していただきたい。

□多頭飼育崩壊が起きてからでは遅く、環境省のガイドラインにもあるように、早く発見して予防することが重要だと思う。発見する段階で関われる人や機関は様々あると思うが、弁護士による自宅訪問でも結構見つかることがある。その際に、相談対応可能な機関とスムーズに連携できるシステムを構築することが望ましいと考えている。現在弁護士会でもそのような案を作っているが、モデル事業の紹介を組み込んでよいのか。また、別の観点になるが、多頭飼育崩壊の結果、動物が死亡する状況は明らかに虐待である。多頭飼育崩壊事例による動物愛護管理法 25 条の運用状況や、動物虐待による警察との連携状況はどうなっているのか。

■システムについては、連携機関が多い方が好ましいと認識しているが、モデル事業で対応できる多頭飼育者の猫の手術頭数が 100 頭であり、たくさんの相談への対応には限りがあるため、今後引き続き協議したいと思う。現在、地域包括支援センターの職員等に対して、チラシ配布や講習会への講師の派遣といった形で連携を強化している。また、動物愛護管理法 25 条の運用状況については、2～3 件改善指導票を交付しているが、動物虐待による警察との連携については、近年実績はない。多頭飼育崩壊に陥った飼い主に対し、相手の背景を考慮し最善の策について関係者で協議した上で、対応を検討していくことになると思う。また、法的手段が選択肢としてあることは認識している。

□多頭飼育崩壊の結果、動物が死亡する状況は明らかにネグレクトに分類される虐待だと思うが、一方で飼い主の背景も考慮する必要があると思う。まずネグレクトは犯罪であると飼い主に認識させ、広く周知することが大事だと思う。実際、多頭飼育崩壊を引き起こす飼い主は、経済的に困窮している方や高齢の方等の自身の力だけでは何ともならないケースが多いと思う。虐待については、告発も含め、

センターと警察が連携して取り組むことが大事だと思う。

□多頭飼育崩壊の現場では、飼い主に一度拒絶されると、動物関係団体など関係者の出入りが困難な状況になるため、対応が難しい。また、動物の不妊去勢手術と現場の掃除を行えば終了ではなく、定期的に飼い主と関わる必要がある。

□多頭飼育崩壊は、繰り返し行われる。条例等に基づき行政と警察が連携できる体制は整っているのか。

■警察との連携については、現在福岡県警と協議の場を設けており、事例紹介等により情報共有を行っている。法律が厳罰化されたことに伴い、警察の対応も変わってきていると感じており、虐待等が疑われる場合については告発等の警察への相談も含め、しっかりと対応していく必要があると考える。

□多頭飼育問題は2つの側面があり、周辺環境への影響と遺棄やネグレクトに関することである。どちらも切実な問題であり、どれだけの強制力を発揮できるかということがポイントになると思う。現時点で行政が取り組める部分が、周辺環境に悪影響を及ぼしかねない繁殖の防止という意味での不妊去勢手術の支援が、問題解決のアプローチの一つと考える。一方で、遺棄やネグレクトに関する問題は、警察に関わる案件であり、慎重に対応していく必要があると思う。周辺環境への影響と遺棄やネグレクトに関する問題は、切り離す必要があると考える。

□別件になるが、他都市の事例で無麻酔手術を実施した事業者が立件、起訴されたケースがある。判決が出る前から、背景として多数の情報が行政に寄せられていたが、後手に回り結果的にこのような事態が起きたことを反省すべき点だと挙げられている。それを受け、行政が動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要綱を作成している。多頭飼育崩壊についても同様の要綱やマニュアルを作成することで、スムーズに動きやすいと考える。

■事業者に対しては、遵守すべき基準が明確であるため、厳しく指導するとともに、改善が見られない場合は処分も検討している。一方、個人に対しては問題解決を最優先とするため、処分を前提に指導することは難しいと考える。

◎動物病院の獣医師は、虐待を確認したら通報しないといけないのか。

○以前は努力義務であったが、現在は義務である。実際運用するにあたって、動物病院に不利益が生じないよう守られる保証がないため、積極的なアプローチは難し

いだろうと感じる。また、多頭飼育問題について、動物関係団体や行政が飼い主に拒絶されると飼育状況を確認できなくなるというジレンマに陥るのではないかと感じる。

□個人宅の立ち入りについては、改善のための指導制度として設けられている、動物愛護管理法 25 条を活用すべきと思う。警察と連携し個人に罰則を適用することに対しては、それぞれの背景もあるため躊躇する気持ちは分かるが、積極的に運用してよいと思う。

◎虐待等を確認した時に、行政に通報義務はないのか。

■受ける側であり、警察への通報義務はない。

■説明（資料 1「2 具体的施策の令和 5 年度の実施状況（監視指導、マイクロチップ装着の推進、狂犬病予防、共働きの推進、危機管理対策）（P8～P11）」参照）。

□第一種動物取扱業の 520 施設の内、170 の施設監視数のみとなっているのは、どういう理由か。

■法改正により飼養管理基準が設けられて以降、1 件に要する時間が非常に長くなり、優先順位の高い施設を計画的に監視しているためである。

□ワンヘルスの観点から質問するが、市内でもイノシシが出没するように、野生動物が人間と接触する機会が非常に増えてきている中、狂犬病予防注射接種率が約 60%程度と低くとても危険と感じている。接種率を上げる方策は考えているか。

■狂犬病予防集合注射の会場として大型商業施設を活用するなど利便性を上げるとともに、大型公園に注射の啓発看板を設置するなど接種率向上に努めている。

□狂犬病予防注射において、例えば福岡市では 1 頭あたり 3,200 円必要であるが、飼い主からするとこの費用が負担になり、接種を躊躇しているケースもあると思うが、この金額を抑えることは現実的に可能か。

■3,200 円には、注射と手続きの費用が含まれていて、犬を飼育することで発生するものであるため、原則飼い主が負担する必要があると考えられる。そのため、公費で賄うということは市民の理解が難しいと考える。万が一、狂犬病が発生した場合には、1 つの案ではあると思う。

□狂犬病が発生していないため優先順位が低く、飼い主負担であることは理解するが、野生動物と人間との距離が縮まっている状況のため、検討すべきと思う。

□狂犬病予防集合注射会場を大型商業施設で実施することは良いと思うが、山間に住む特に高齢者の飼い主は、遠いため受けない等という判断になることもある。その地域の住民の年齢層を考慮して、集合注射会場を選定すると良いと思う。また、マイクロチップが鑑札とみなされるようになったが、マイクロチップは外見上見えないため、迷子札も装着するように周知した方が良いと考える。

■狂犬病予防集合注射会場については、交通不便な地域や近隣に動物病院がない場所では現在も実施している。市街地の中で近隣に動物病院がある場所を整理した上で、大型商業施設で実施することとした。また、迷子札については、装着について啓発していく。

○ヒトへの狂犬病感染や死に至ることを防止するための狂犬病予防法において義務付けられていることから、飼い主においては、生活環境の変化に関係なく、狂犬病予防注射をしない行為は違法であることを認識してもらいたい。

■飼い主以外にも狂犬病予防注射について知ってもらうことで、飼い主に注射をするという意識を持たせるため、公園への啓発看板設置や大型商業施設における集合注射を実施している。

■説明（資料2「飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業」参照）。

◎応募による抽選を行う公募枠を新たに始めた本事業について、実効性のある施策としてどのように検証するのか。

■令和5年度から始めた取組みであるため、効果については引き続き検証することとなる。他都市では、同様なTNR活動の支援等も行われており、収容頭数や路上死体数の減少に繋がったという報告もある。行政としては、不妊去勢手術を支援して野良猫が増えないようにすること、ひいては市全体として野良猫への繁殖制限に取り組むという意識が広がることで、最終的に収容頭数の減少に繋がることを期待している。

□自宅の庭に野良猫が多くいて、不妊去勢手術をしたいという一般の方も、ホームページによる申請はできるのか。

■野良猫であれば、公募枠として申請可能である。

□申請できる対象者が、野良猫を捕獲運搬可能な市民ということだが、例えば会社の付近に野良猫が多くいる場合で、市外からの通勤者等は対象とならないのか。

■原則、支援の対象者を市民としている。市内の会社であれば、勤務している市民の方もある可能性はあるため、その方を代表に申請していただきたいと考える。

■説明（資料3「ペット同伴者専用避難所の試行設置について」参照）。

□ペット同伴者専用避難所に注目が集まることで、かえって本来考えるべき各指定避難所における具体的なペット受け入れ方法の意識が薄まるのではないかと危惧している。全国的な課題としては、防災基本計画、地域防災計画、環境省のガイドラインに記載されているにも関わらず、各指定避難所運営者が同行避難について把握していないことである。市の地域防災計画には、指定避難所における愛玩動物の受け入れが円滑に行われるようにと記載されているが、各指定避難所運営者が同行避難の必要性等を把握しているのか。

■ペット同伴者専用避難所の試行設置を準備していく過程で、同行避難が原則であると防災担当部署等に説明している。また、防災担当部署が各指定避難所運営者に対し、同行避難の必要性を説明しており、運営者も、人の命を守るためにもペットを受け入れないといけないという意識はあると考える。受け入れ方法については、運営者の判断に任せられているが、実際災害が起きた時に円滑な受け入れとなるよう、指定避難所における同行避難者の受け入れマニュアルを作成し、防災担当部署と連携したいと考える。

□今年の石川県の地震をはじめ、災害の頻度が増加しているため、マニュアルの作成は早急にすべきと考える。

◎前回の協議会でも同様に議論した部分であり、その後防災担当部署と連携は進んでいるようであるが、マニュアルの作成は早急に行うべきと考える。

□指定避難所運営者に対し、どのように同行避難の説明をしているのか。

■防災担当部署が、避難所運営者向けのマニュアルを作成しており、管理者等を含む運営者に配布している。その中に同行避難の受け入れについての記載がある。根拠

となる法律等の詳しいことは記載されていないが、同行避難者を受け入れなければならないことは記載されている。

○他都市においては、ペット同伴者専用避難所の利用者マナーが悪いという話もあるため、試行設置の中で課題を抽出してほしいと思う。その結果が、飼い主に対する啓発にも繋がると考える。

□飼い主が避難所生活における必要な動物のトレーニングや問題点を把握するためにも、平時にペット同伴者専用避難所で、避難体験をさせても良いと考える。

(6) 閉会